

平成 27 年 9 月 10 日
内閣府（防災担当）平成 27 年台風第 18 号等による大雨に係る
災害救助法の適用について
【第 1 報】

1. 災害の概要

平成 27 年台風第 18 号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、茨城県は災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【茨城県】 古河市（こがし） 結城市（ゆうきし） 下妻市（しもつまし） 常総市（じょうそうし） 筑西市（ちくせいし） 結城郡八千代町 （ゆうきぐんやちよまち） 猿島郡境町 （さしまぐんさかいまち）	9 月 9 日	台風第 18 号等による大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法 施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
熊野、小川、山内
TEL 03-5253-2111（内線51358）
03-3593-2849（直通）